

## 岐阜県議会議員選挙 4月9日(日) 大垣市議会議員選挙 4月23日(日)

4月に統一地方選挙が執行されます。  
岐阜県議会議員選挙は3月31日(金)告示、投票日は4月9日(日)です。大垣市議会議員選挙は4月16日(日)告示、投票日は4月23日(日)です。あなたの貴重な一票を大切にしましょう。  
詳しくは、市選挙管理委員会 (☎47-8292) へ。



### ◆投票所

投票は、お住まいの区域(投票区)ごとに指定した投票所で行います(投票所入場券に投票所名及び地図を記載)。投票時間は午前7時から午後8時までです(上石津の西山・時山は午後7時まで)。

### ◆投票所入場券

県議選と市議選の共通入場券(長3封筒サイズ、牡丹色で印刷)を3月下旬に各世帯に郵送します。投票所及び期日前投票所には、有権者ごとに入場券を切り離してお持ちください。

なお、投票所入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも選挙権のある人は、投票ができます。運転免許証など本人確認ができるものをお持ちください。

### ◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けないことが見込まれる人は、下表の場所と日時で期日前投票ができます。

期日前投票をする場合はスムーズに受付を行っていただくために、事前に投票所入場券の「期日前投票宣誓書兼請求書」に必要事項を記入のうえ持参してください。

場 所	日 時	
	県議選	市議選
市役所 1階多目的スペース	4/1(土)~8(土) 8:30~20:00	4/17(月)~22(土) 8:30~20:00
上石津地域事務所 1階第1会議室		
墨俣地域事務所 2階地域政策課		
アクアウォーク大垣 2階市民サービスセンター前の通路(林町)	4/1(土) 10:00~18:00	
イオンモール大垣 2階サーティワンアイスクリーム前の通路(外野)	4/2(日) 10:00~18:00	

### ◆代理・点字投票

手や目が不自由などの理由で文字を書くことができない人は、代理投票や点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。

### ◆転入・転出・転居された人

**転入者**…県議選で投票するためには令和4年12月30日までに、市議選で投票するためには令和5年1月15日までに転入届出または住民票が作成されている必要があります。

**転出者**…市議選は市外へ転出すると投票ができなくなります。県議選は県内での異動に限り、前住所地で投票できる場合があります。この場合、前住所地または現住所地の市町村長(住民窓口)が発行する「引き続き岐阜県内に住所を有する旨の証明書」を持参するか、投票所での確認を受ける必要がありますので、ご注意ください。

**転居者**…3月11日以降に市内の他の投票区に転居される人は県議・市議選共に、転居前の住所の投票所で投票することになります。投票所入場券で投票所をお確かめください。

## 期日前投票事務補助の会計年度任用職員を募集

- 応募資格/4月1日現在で18~70歳の人
- 雇用期間/4月1日(土)~8日(土)、17日(月)~22日(土) ※土・日曜日を含む
- 勤務時間/午前8時30分~午後5時  
※勤務日などは応相談
- 勤務場所/市役所 1階多目的スペース
- 業務内容/県・市議会議員選挙の期日前投票の受付・案内事務
- 報酬/時給940円(土・日曜日は、1,269円)
- 問合せ/市選挙管理委員会 (☎47-8292) へ



## 3月21日(火・祝)は ごみ収集を休みます



3月21日は、祝日「春分の日」のため、すべてのごみ収集を休みます。この日が「もえるごみ」「もえないごみ・ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の収集日の区域は、3月24日(金)に振り替えて収集します。詳しくは、クリーンセンター (☎89-4124) へ。

## 国民健康保険 異動の届け出はお早めに

4月は、就職や進学などで異動の多い時期です。次のような場合は、14日以内に国保医療課または上石津・墨俣地域事務所、市民サービスセンター、上石津地域の各支所で、必ず異動の手続きを行ってください。手続きの際には、必要書類をご用意いただく場合がありますので、事前にご確認ください。

- 職場の健康保険をやめたとき
- 国民健康保険から職場の健康保険に加入したとき
- 転入・転出したとき
- 転居など、市内で住所が変わったとき

なお、国民健康保険に加入した場合、保険料は届出月からではなく、他の健康保険の資格を喪失した月分から発生します。

また、令和5年度の保険料の通知書(1~3期分)は、普通徴収(納付書または口座振替)の人は5月中旬に、特別徴収(年金から引き落とし)の人は4月上旬に郵送します。

詳しくは、国保医療課国民健康保険グループ (☎47-8132) へ。

## 固定資産税 都市計画税 納税通知書の送付

令和5年度固定資産税・都市計画税納税通知書を4月上旬に発送します。

固定資産税は土地・家屋・償却資産を所有している人、都市計画税は市街化区域内の土地・家屋を所有している人にそれぞれ課税されるものです。内容を確認のうえ、期限までに納めてください。期限を過ぎ、延滞金が発生した場合は、後日延滞金の納付書を送付します。

納税通知書が届かない場合や、内容について不明な点がある場合など、詳しくは課税課へ。納付(延滞金)については、収納課へ。

4月から、納付書に記載の「地方税統一QRコード」から「地方税お支払いサイト」にアクセスし、クレジットカード決済などを利用した市税の納付ができるようになります。

問 合 せ	課税課固定資産税(土地)グループ	☎47-8168
	課税課固定資産税(家屋)グループ	☎47-8178
	課税課固定資産税(償却資産)グループ	☎47-8158
	収納課庶務グループ	☎47-8729

## 固定資産の価格の縦覧

市内に土地・家屋を所有する納税者が、近隣の土地・家屋の価格と比較してご自分の価格を確認できるよう、土地・家屋の価格をご覧いただけます。

- ◆とき/4月3日(月)~5月1日(月) 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)
- ◆ところ/課税課、上石津・墨俣地域事務所(各地域事務所は各地域のみの縦覧)
- ◆持ち物/令和5年度の納税通知書・課税明細書、運転免許証など本人確認ができるもの
- ◆問合せ/課税課土地グループ (☎47-8168)、または同課家屋グループ (☎47-8178) へ

### 審議会などの傍聴ができます

地域包括支援センター運営協議会		担当: 高齢福祉課 (☎47-7416)
3/23(木)	13:30~15:00	市役所 4階 情報会議室
・令和4年度地域包括支援センター事業実績報告について ほか		